

日 時：平成 23 年 2 月 15 日(火) 18:00~20:00

場 所：建築士会 会議室

出席者：(委 員 長) 金子 修司

(副 委 員 長) 長田 喜樹

(担当常任理事) 村島 正章

(委 員) 芝 京子 平山 征宏 渡邊 一郎 山成 芳直 菊嶋 秀生

長谷川 行彦 二宮 智美

(オブザーバー) 藤田 武(会長)

(事 務 局) 岡部事務局長 田中職員

欠席者：(委 員) 石井 明 山根 三郎

議 事

1. 第 9 回総務企画委員会の議事録案の確認

概要

○前回委員会議事録案を異議なく承認(前回同様、メーリングリストで事前送付済み)。

○質疑応答

特になし

2. 定款骨子案について

概要

○3 月 1 日開催の役員会へ、定款骨子案と務企画委員会にて議論された内容を報告することとなった。

○副委員長より「定款変更骨子案」について説明

- ・内閣府のモデル定款案を下敷きに、本会に必要な条項を追加する形とした。
- ・法律上の役員名称は、「理事・監事」のみ。それらから「会長・副会長」「専務理事」を設ける規定は認可済の事例にも多く見受けられるが、「常任理事」を設けている団体は少ない。
- ・理事会について、今後、開催回数を多くするとすれば、実態にあった定足数要件や書面決議の規定も必要かと思われる。
- ・委員会、支部、事務局の立場を明確にするため、先行例にならって独自条項を追加した。
- ・支部の運営は別に定める規程によるとしたが、まったくゼロから支部総会で作り直してもうらのはなく、本会と大きな隔たりがなければ、現行規程をそのまま有効とする方法も考えられる。
- ・新法では、滞納者の除名は総会決議事項であり、理事会決議で除名はできないため、現行定款は不適。ただし、滞納者に対しては、一般法人法上の法定退社扱いで会員資格を喪失させる場合、総会の決議は必要ないので、そのように改めたい。先行事例もすべてこの方法を採用している。

○質疑応答

- ・現行の組織体制について、神奈川県当局からは、理事会・役員会・諸委員会等の会議の役割と責任範囲を整理していただきたいとのご指摘をいただいている。
- ・とある都道府県の士会には、評議員制度があるとのことだが、評議員は必要なのか。
 - 社団法人では総会と理事会は必置だが、評議員会は必要ない。当該士会も社団法人ではあるが、会員総会の代わりに、代議員制度を採用しているからではないか。
- ・今回の骨子案では、書面決議による総会もできる旨を、また、相談役及び顧問を設ける旨をモデル定款に追加しているが、総会の議長は会長が務める旨や資産の種類及び残余財産の処分についても加えておいたらどうか。
- ・神奈川県での昨年末までの新法人への移行状況は対象法人(610 法人)の内公益法人への移行申請は 49 法人(処理件数は 14 件)、一般法人への移行申請は 6 法人(処理件数は 1 件)である。県土整備局担当の法人は 61 法人程であるが、ほとんどが未申請である。申請時期については、平成 23 年度及び 24 年度に集中している。認可について、文書課では細かな判断が出来ないため、担当課が主に判断している。
- ・士会から神奈川県当局に対しては、どの程度話をしているか。
 - オフィシャルには一般法人への移行方針しか伝えていない。
- ・定款では役員構成はシンプルにし、支部規程等で支部長等を定めている団体が多くみられる。
- ・会議の重層化について、会議の数ではなく構成員が重なっていることが問題なのではないか。
 - 支部長・委員長会議の設立については、支部及び委員からの意見が理事会等にあがりにくくなっていったという背景がある。
 - 議決権のない会議まで、細則レベルで規定する必要はないのではないか。
- ・委員長及び支部長は理事であるか。
 - 以前、理事兼務の支部長や委員長が多かったときは、本会と支部の風通しがよかったように思うが。
 - 支部長が自動的に理事となってしまうと、理事は本会の会員総会でしか選出できないという法の規定に抵触する。現在では、支部が本会の権限を越えてしまうため認められないだろう。
- ・新定款では理事会は本人出席が必須条件となるため、欠席が多いと成立しない。実際に出席できる方を選ぶ必要がある。
- ・支部の実務は支部長が行っているが、法律上の責任は会全体で負わなければならない、理事会・会長の役割になる。厳密に言えば、支部長には法的な執行権があるのかという話になる。私の所属する別団体での経験では、理事は各委員会の委員長が就任し、常任理事は複数の委員会委員長を兼務する者で構成されるなど、権限が明確化されている。
- ・支部の実態を反映した建築士会運営を行うためには、現行の委員会担当理事のほか、支部担当の理事を設ける方法が考えられる。
- ・理事の定数は今後どうするか。代理出席ができないのであれば多いのはよくない。
 - 議決権のある書面投票の方法を考えてみてはどうかと考えている。
- ・理事は選挙が必要か。
 - 総会で選任されることが法的な条件で、投票による選挙方式の義務付けはない。
- ・理事を選挙で選んでいる士会はあるか。
 - きわめて少ないはずである。当士会だけかもしれない。
- ・今回の選挙では平成 23・24 年度の理事が選ばれるが、人数を変えるようであれば任期の途中で理事の変更が生じてしまう。

・本日提案の骨子案の可否を今日のこの場で決することはできないが、早めに幅広い議論を起こす意味で、3月1日の役員会には、骨子案と、それに対する本日の様々な意見を付記して報告すべきである。また総務企画委員会のHP等で、会員が閲覧できるようにしてはどうか。

☆骨子案に加筆後、役員会へ提出することとした。

3. 会計一本化マニュアル素案について

概要

○未成熟な内容のため、特にスケジュール案については、一方的な押し付けにならないよう、慎重に扱うこととした。

《付記…2月18日副委員長と打合せし、あくまで案であることを強調したうえで今回のスケジュール案の修正案を示すとともに、各支部へ予算案提出の依頼文書をお送りすることとした。》

○副委員長より「本部・支部会計一本化マニュアル(素案)」について説明。

- ・未成熟、未完成であり、とりあえず、一本化後の収支計算書・貸借対照表・財産目録のイメージと、スケジュール案を掲載した。
- ・従来の資料による各支部への説明会は、2月中に終了する予定だ。
- ・各支部からは、23年度の支部交付金予定額が示されないと予算が組めない、また、いつ支払われるかによっては、運転資金が不足するとの質問や要望が数多く寄せられたため、早い段階で、事務局より概算額を示してもらいたい。

○質疑応答

- ・支部交付金について、前倒しでの支給は嬉しいが、早く満額を入れていただきたい。
- ・本会の総会は5月23日開催予定とのこと、それを前提に支部への予算案提出を依頼することだが、常任理事会では、議論が尽くせないのならば、総会を6月に延ばしてはどうかという意見が出ていることに留意してほしい。
- ・支部交付金の早い時期での概算額の提示については、会員数の基準日を現在の3月31日から、たとえば1月1日付に早めることを認めてもらえれば、可能である。
- ・予算の最終議論は5月16日の役員会か。
→3月1日の役員会も上手く利用したい。3月1日の役員会の議事は法人改革の報告、ドライクリーニング問題について及び理事選挙についてであるが、法人改革のところでも議論することもできる。また、役員会は4月下旬にも開催し、総会までに少なくとも2回議論していただく予定だ。
- ・新制度では、予算は理事会決議事項となり、必ずしも総会の承認を要することにはならない。
- ・このスケジュールは、支部側の了解を得ているわけではないので、一方的にネット上で公開するのは不適切ではないか。
→押し付けにならないよう、慎重に扱うこととしたい。
- ・支部へ予算提出を求める際には、提出後の本会の作業スケジュールを示した方が、理解を得られやすいのではないか。
→そうした修正を加えて、近日中にスケジュール案を支部へお示ししたい。
- ・将来的には、支部総会と本会総会の位置付けに問題が出てくるのではないか。本会総会で支部総会で決議された事項が覆された場合どうなるのか等。
- ・支部交付金という扱いではなく、会費を納める際に本部用、支部用を分けるというのはどうか。
→支部が単独の法人となってしまうため難しい。
- ・支部の独立性については、会長と支部長間の内部協定といったものの締結が必要かもしれない。

- ・スケジュール案に基づいて、4月15日までに支部予算案を提出していただきたい旨の文書を事務局よりお出ししてもよいか。支部総会での議決前だが、あくまでも案の段階で提出していただき、もし支部総会で変更が生じれば、その部分を追加して知らせていただくといった処理としたい。

→支部に予算案の作成を求めるのであれば、その前提となる交付金の概算額及び勘定科目の案を、あらかじめ提示する必要がある。

《付記…2月18日副委員長と打合せし、あくまで案であることを強調したうえで今回のスケジュール案の修正案を示すとともに、各支部へ予算案提出の依頼文書をお送りすることとした。》

報告事項

1. 各支部との打合せ状況について

- ①小田原地方支部及び横須賀支部との打合概要(P.4～7)について担当職員より報告。

＜小田原地方支部＞

- ・支部交付金の概算額、勘定科目の読替え案及びスケジュールについて、早く提示してほしいとの要望があった。

＜横須賀支部＞

- ・事務所協会、建設業協会等、他団体の新法人移行の取り組み進行状況も、うかがうことができた。

2. その他

- ①事務局長及び賛助会担当委員より本日開催された賛助会イベントについて報告。

- ・講習会の開会にあたっては、賛助会担当委員より賛助会小委員会についてご説明をいただいた。

- ・その他2社から、イベントの企画が出ている。賛助小委員会を開催し詰めていきたい。

次回は平成23年3月15日（火）午後6時からの開催です。